

太田市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画 令和6(2024)年度~令和8(2026)年度

めざそうよ、健康長寿の生き生き おおた



令和6(2024)年3月

太 田 市

計画策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨

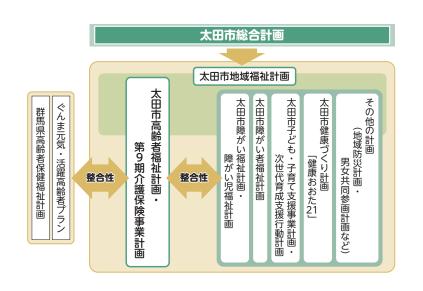
太田市は、令和5年3月末現在、高齢者は58,558人、高齢化率は26.4%と約4人に1人は高齢者となっています。今後も少子高齢化による高齢化率の上昇とともに、高齢夫婦のみ世帯や高齢者単身世帯の増加、生産年齢人口(15~64歳)の減少が見込まれており、高齢者人口の増加に伴う医療・介護・年金等の社会保障費の増加が懸念されることから、介護保険制度の持続可能性を確保していくことが重要となっています。また、介護の需要がさらに増加し、多様化することが想定される一方で、地域の高齢者を支える介護の担い手が不足することも想定されます。

介護保険制度の持続可能性を維持しながらも、高齢者が可能な限り自立し、住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らしていけるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が切れ目なく一体的に行われる「地域包括ケアシステム」のさらなる深化・推進に取り組み、中長期を見据え介護サービス基盤を計画的に整備し、介護保険制度の持続可能性を確保しながら、地域共生社会の実現に向けて取り組むことが求められます。

こうした中、令和3年3月に策定した「太田市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」の計画期間が令和5年度をもって終了することから、新たに令和6年度を初年度とする「太田市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画(令和6(2024)年度~令和8(2026)年度)」を策定するものです。

2. 計画の位置づけ

本計画は介護保険法における国の基本 指針に即して介護保険事業計画を定める ほか、群馬県高齢者保健福祉計画などと 連携、整合性を図ります。また、本市の 総合的な高齢者施策及び介護保険事業を 定める計画として位置づけられることか ら、太田市総合計画、太田市地域福祉計画・ 地域福祉活動計画及び各行政部門の計画 とも調和を取りながら策定します。



3. 計画の期間

本計画は、令和6 (2024) 年度から令和8 (2026) 年度までの3年を計画期間として、団塊ジュニア世代が前期高齢者となる令和22 (2040) 年を見据えて策定し、計画最終年度の令和8 (2026) 年度に第10期計画を策定する予定です。



団塊の世代が75歳 (後期高齢者)

計画の基本的な考え方

1.基本理念

本計画では、団塊世代が75歳以上となる令和7 (2025) 年、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22 (2040) 年に向けて、高齢者が可能な限り自立し、住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らし続けられるまちづくりを進めることが必要です。そのためには、保健・医療・福祉の充実を図り、高齢者自身がいきいきと生きがいをもって日々を過ごし、介護予防や社会参加に努めることが重要になります。

これらのことを踏まえて、医療・介護・介護・介護予防・住まい及び自立した日常生活の支援が切れ目なく一体的に 行われる体制(地域包括ケアシステム)の充実、在宅医療と介護の連携や認知症の早期発見・早期支援等の取組 を推進していくことを目的として、「めざそうよ、健康長寿の生き生き おおた」を基本理念とします。



2. 基本方針

次の3つの基本概念を、本計画の基本方針として掲げます。

I 人間性の尊重 その人らしく暮らすために



一人ひとりが生きがいや役割を持ちながら、 住み慣れた地域において暮らすことのできる 地域づくりを推進します。

自立の支援 できる限り自分の力で



医療・介護が必要になっても、地域で安心 して暮らし続けられるよう、在宅生活を支え る医療、介護、福祉の充実を推進します。

TII 市民制度の確立 みんなの力で制度をつくる



高齢者福祉サービスの量的充足、質の向上を目指し、市民一人ひとりが主体となった、 支えあいのある地域づくりを推進します。

高齢者人口等の将来推計

1. 人口及び高齢化率の将来推計

本市の人口の将来推計では、今後も減少傾向が続き、令和5年の222,196人の人口が、令和22 (2040) 年には200,076人まで減少すると予測されます。

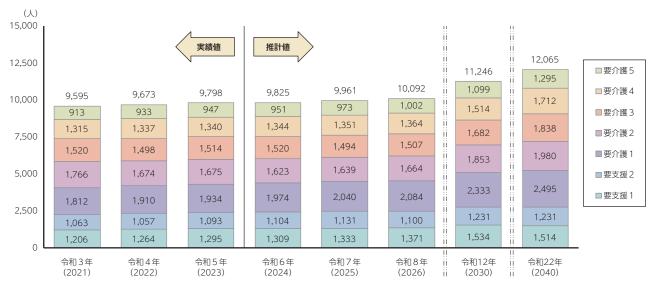
また、高齢化率は令和5年の26.4%から令和7(2025)年には26.6%、令和22(2040)年には31.4%になると予測されます。



資料:令和3~5年住民基本台帳(各年3月31日現在) コーホート変化率法による人口推計

2. 要支援・要介護認定者数の将来推計

要支援・要介護認定者数は今後も増加が続き、令和8(2026)年度までには1万人台になるものと予測されます。



資料:厚生労働省「見える化システム」による推計値(第1号被保険者及び第2号被保険者計)

日常生活圏域の設定

市民が日常生活を営んでいる地域として、行政区域、人口、交通事情、その他の社会的条件、介護給付等対象 サービスを提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案し、第9期においても引き続き日常 生活圏域を9圏域とします。

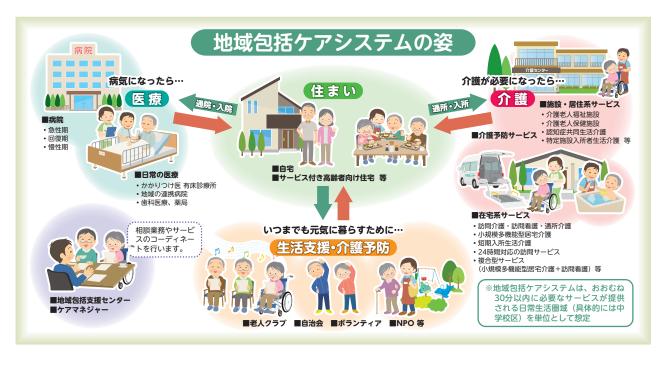
圏域名	地区名	名 称	人口	高齢者人口	高齢化率
第1圏域	太田・鳥之郷	太田・鳥之郷地域包括支援センター	23,592	6,117	25.9%
第2圏域	九合·休泊	九合・休泊地域包括支援センター	39,260	8,932	22.8%
第3圏域	沢野	沢野地域包括支援センター	27,057	5,923	21.9%
第4圏域	韮川	韮川地域包括支援センター	21,651	5,851	27.0%
第5圏域	強戸・毛里田	強戸・毛里田地域包括支援センター	18,802	5,807	30.9%
第6圏域	宝泉	宝泉地域包括支援センター	26,398	7,257	27.5%
第7圏域	尾島	尾島地域包括支援センター	14,174	4,121	29.1%
第8圏域	木崎·生品·綿打	新田地域包括支援センター	29,055	8,909	30.7%
第9圏域	藪塚東部・藪塚西部	藪塚地域包括支援センター	22,207	5,641	25.4%

地域包括ケアシステムの深化・推進

地域包括ケアシステムは、「住まい」「生活支援・介護予防」「医療」「介護」を一体的に提供し、地域共生社会の実現に向けた中核的な役割を担うものです。

「支える側」「支えられる側」という枠を超え、地域ぐるみで支え合いながら、高齢者が自らの意思で自分らしい生活をできる限り継続し、医療や介護が必要になっても安心して生活できる取組を推進していきます。

高齢者の相談・支援の中核を担う地域包括支援センターの質の確保、体制整備の拡充が図れるよう、庁内や関係機関との連携を強化します。



施策体系

施策の事業展開 基本目標 基本施策 ① 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施 -人ひとりの 1. 介護予防の充実 ② 介護予防・日常生活支援総合事業 健康づくりの推進 ③ 介護予防把握事業 ④ 介護予防普及啓発事業 ⑤ 地域リハビリテーション活動支援事業 ① 健康教育事業 2. 健康づくりの推進 ② 健康相談事業 ① 各種がん検診 3. 疾病の早期発見と予防 ② 歯周病検診 ③ 骨粗しょう症検診 ④ 特定健康診査 ⑤ 後期高齢者健康診査 ⑥ 感染症対策事業 ① サロン事業 1. 生きがい・ 高齢者の ② お茶の間カフェ推進事業 社会参加と交流 能力発揮への支援 ③ お茶の間カフェ推進事業(担い手) ④ シルバー人材センター ⑤ 高齢者無料職業紹介所事業 ⑥ スポーツ・レクリエーション活動の推進事業 ⑦ 太田市シニア e スポーツ推進事業 ⑧ 地域介護予防活動支援事業 ⑨ 老人クラブ活動の支援 ⑩ 高齢者教養講座 ⑪ 生涯学習事業 ⑫ 生活支援体制整備事業 ③ 認知症カフェ運営補助事業 ① 認知症初期集中支援推進事業 1. 認知症施策の推進 ② 認知症サポーター養成事業 -人ひとりの ③ 認知症地域支援・ケア向上事業 生活の質の向上 ④ G P S 端末等貸出事業 ⑤ 徘徊高齢者等事前登録制度 2. 地域包括支援センターの ① 市地域包括支援センター事業 機能強化 ① 福祉サービス内容の情報提供 3. 相談・情報提供の充実 ② 重層的支援体制整備事業 ① 配食サービス事業 4. 生活支援サービスの

② 出張理容サービス事業③ 寝具丸洗い乾燥事業④ ごみ出し困難高齢者支援事業⑤ 高齢者補聴器購入助成事業

⑥ はり・きゅう・マッサージ施術料助成事業





施策の事業展開

- ⑦ 入浴料助成事業
- ⑧ げんき手帳発行事業
- ⑨ 介護用紙おむつ給付事業
- ⑩ 車いす等貸出事業
- ⑪ 介護用車両購入費助成事業
- ⑫ 友愛訪問事業
- ⑬ 地域福祉自立支援事業
- ⑭ 通院支援サービス事業
- 5. 安全・安心な暮らしの 確保
- ① 高齢者向けFMラジオ番組の放送
- ② 災害時の介護事業との連携
- ③ 特殊詐欺電話対策装置設置事業
- ④ 消費者被害防止対策の推進
- ⑤ おうかがい市バス運行事業
- ⑥ 地域つながり支え合いマップ事業
- ⑦ 高齢者の防災対策事業
- 6. 権利擁護の推進
- ① 成年後見制度の相談・受任事業
- ② 日常生活自立支援事業
- ③ 高齢者虐待への対応
- 7. 医療・介護の ネットワークづくり
- ① 在宅医療・介護連携の推進事業
- 8. 高齢者の住まいの 安定的な確保
- ① 緊急通報装置貸与事業
- ② 高齢者住宅対策事業
- 9. 家族介護者への支援
- ① 介護慰労金支給事業 ② 相談体制の充実
- ① 人材育成への支援
- ② 雇用促進・定着への支援

10. 介護人材の育成・確保

 介護サービスの 量の見込み

2. 介護保険サービスの 事業費及び介護保険料 ※サービスの実績・見込量・保険料を掲載



介護サービスの

拡充

- 3. 制度の円滑な運営
- 4. 要介護状態となることの 予防及び重度化防止



第9期計画期間(令和6(2024)~8(2026)年度)の介護保険料

所得段階	対象者	保険料率	年額保険料
第1段階	生活保護受給者、世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給者、世帯全員が 市民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額が80万円以下	0.285 (0.455)	20,100円 (32,100円)
第2段階	世帯全員が市民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額が80万円を超え120 万円以下	0.485 (0.685)	34,200円 (48,400円)
第3段階	世帯全員が市民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額が120万円を超える	0.685 (0.69)	48,400円 (48,700円)
第4段階	世帯内に市民税課税者がおり、本人が市民税非課税で合計所得金額と課税年金 収入額が80万円以下	0.90	63,600円
第5段階	世帯内に市民税課税者がおり、本人が市民税非課税で合計所得金額と課税年金 収入額が80万円を超える	1.00	70,700円
第6段階	本人が市民税課税で合計所得金額が120万円未満	1.30	91,900円
第7段階	本人が市民税課税で合計所得金額が120万円以上210万円未満	1.50	106,000円
第8段階	本人が市民税課税で合計所得金額が210万円以上320万円未満	1.70	120,100円
第9段階	本人が市民税課税で合計所得金額が320万円以上420万円未満	1.90	134,300円
第10段階	本人が市民税課税で合計所得金額が420万円以上520万円未満	2.10	148,400円
第11段階	本人が市民税課税で合計所得金額が520万円以上620万円未満	2.30	162,600円
第12段階	本人が市民税課税で合計所得金額が620万円以上720万円未満	2.50	176,700円
第13段階	本人が市民税課税で合計所得金額が720万円以上820万円未満	2.70	190,800円
第14段階	本人が市民税課税で合計所得金額が820万円以上1,000万円未満	2.80	197,900円
第15段階	本人が市民税課税で合計所得金額が1,000万円以上	2.90	205,000円

[※]第1段階から第3段階は、低所得者向け保険料軽減措置適用後の保険料率及び保険料です。なお、()内が保険料軽減措 置適用前の保険料率及び保険料です。

はつらつプラン 21 ≪概要版≫

太田市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画 (令和6(2024)年度~令和8(2026)年度)

発 行:太田市

〒373-8718 群馬県太田市浜町2番35号

(0276) 47-1111(代表)

発行日:令和6年3月

[※]合計所得金額とは、収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。第1~5段階については「公的年金等に係る雑所得」を控除した金額を用います。第1~5段階の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。土地売却等に係る特別控除額がある場合は「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した金額を用います。